

# 第2次 三田市地域福祉計画 中間評価・見直し

概要版

平成31年度～平成34年度

市では社会福祉法に基づき、平成26年7月に第2次三田市地域福祉計画を策定しました。今回、計画の進捗を確認し、着実な推進を目的として中間評価を実施し、急激な高齢化の進展等の社会背景の変化を考慮した見直しを行いました。また、見直しに併せ成年後見制度の利用に関する法律に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画を本計画の一部として策定いたしました。

## 基本理念

だれもが住みなれた地域で安心して、  
生きがいを持って生活できるまち

住みなれた地域で、すべての市民が安心して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいを持って参加できる地域社会を実現することを計画の基本理念とします。

## 基本目標

### 1 みんなでふれあい、支え合うまちづくり

子どもから高齢者まで、だれもが孤立せず地域でつながりを感じることができ、お互いに支え合うことができる市民のネットワークづくりを進めます。

### 2 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり

だれもが「自分のこと」として心のひだに感じる事ができ、参加したいと思える活動内容の充実を図るとともに、地域福祉を担う人材（財）育成を進めます。

### 3 支援が必要な人を見逃さないまちづくり

子どもから高齢者まで、だれもが孤立せず地域でつながりを感じることができ、お互いに支え合うことができる市民のネットワークづくりを進めます。

### 4 安心して支援が受けられるまちづくり

家庭や地域で解決することが困難な課題を抱える人が、そのニーズに応じて安心して支援を受けることができるよう、市民と専門機関が連携し、その人らしさを大切に支援体制づくりを進めます。

### 5 地域福祉の基盤づくり

市民・事業者・行政等が協働で地域福祉を進めるためのコミュニティづくりや環境整備、財源確保など、基盤づくりを進めます。

## 「地域福祉」の言葉の意味

「だれもが住みなれた地域で、自分らしく幸せに暮らしたい」というのは、すべての人の願いではないでしょうか。

一方で、私たちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人や障害のある人、子育て悩んでいる人など、なんらかの支援を求めている人がいます。

こうした様々な課題には、「行政」「市民」「事業者」等が地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自助」「共助」「公助」の役割分担を考え、実行していくことが必要です。

「地域福祉」とはこのような考え方をもとに様々な担い手が協力し合い、だれもが住みなれた地域で、孤立することなくゆるやかなつながりを感じながら、安心して自分らしく暮らせる社会をめざすことをいいます。

## 三田市を取り巻く社会情勢や地域ニーズは変化を続けています

- ・地域のニーズは「ふれあい（交流）＋「見守り・生活支援」へ
- ・公助（行政等による公的制度）は「サービスの充実・適正利用」＋「制度の狭間の人たちへの支援」へ
- ・災害時対策は「緊急時対策」＋「日常の取り組みの延長」へ

地域福祉の必要性が高まっています

## 地域福祉計画とは

地域福祉の様々な担い手（行政・市民・事業者等）の協働により、**総合的・計画的に地域福祉を進めていくための理念としくみをつくる計画**です。

## 各主体が役割を持ち、連携しながら地域福祉を推進します

### 行政

支え合いの地域づくりに向けた住民の主体的な活動を支援するとともに、住民が安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを行っていきます。

また、サービスや制度だけでは解決できない問題については、市民・事業者等と連携し、住民一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援ができる体制をつくりま

### 市民

住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域のことをよく理解している住民一人ひとりが「自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこう」という意識を持ち、地域住民それぞれが積極的に声かけやあいさつなどを行い、また市民活動に参加することを通じてお互いに支え合い、助け合える関係を築くことをめざします。

### 事業者

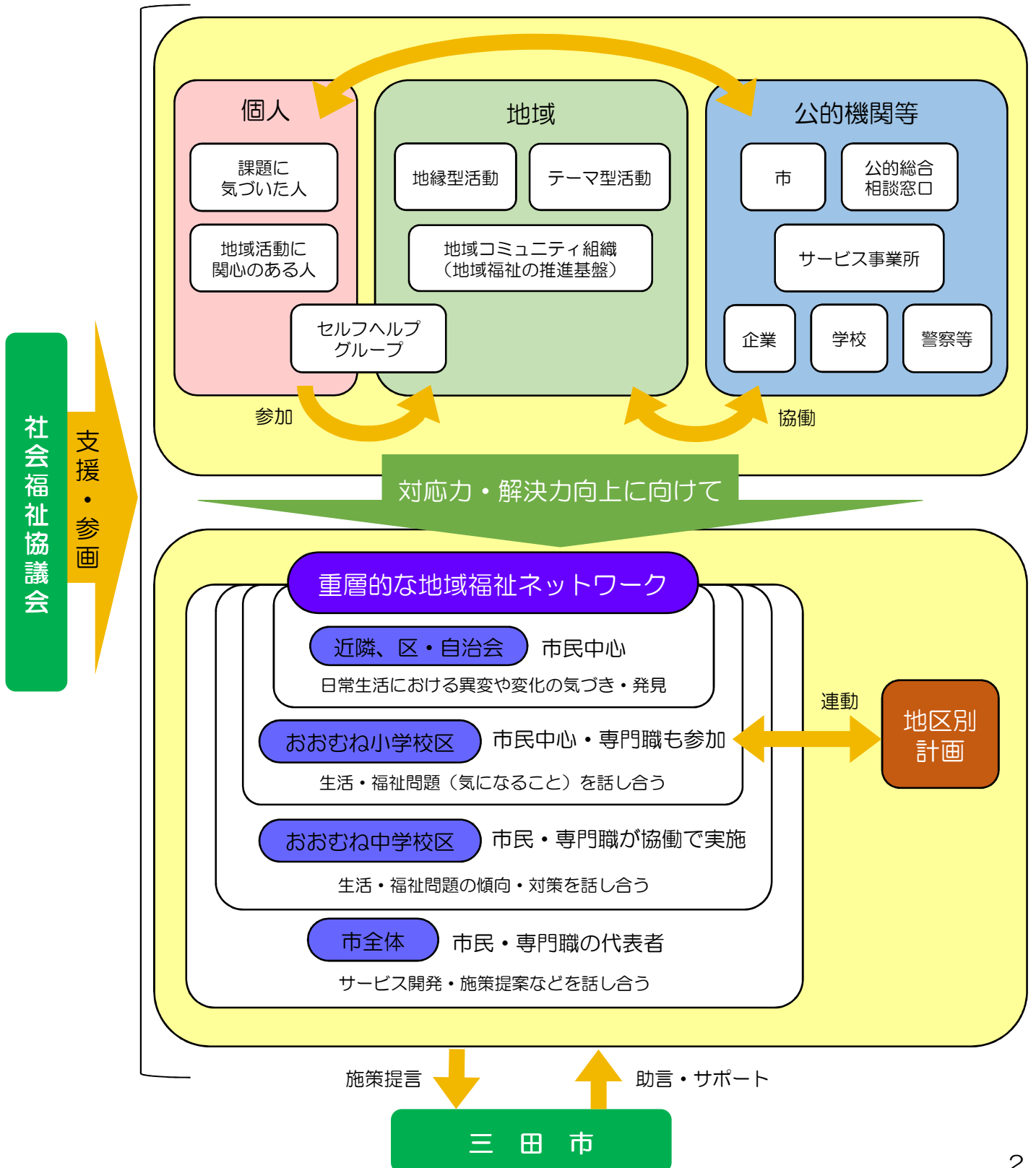
サービスの提供者として、サービスの質の確保、市民ニーズにもとづく新たなサービスの開発、市民への情報提供や相談などに取り組みます。

また、市内のすべての事業者は、地域社会の一員として、地域課題に応じて市民や他事業者、行政と協働の取り組みを推進します。

## 活動内容に応じた圏域と活動主体によるネットワークをつくります

地域福祉を推進するにあたっては、まずは近隣の小さな単位において、日常生活における声かけや安否確認などを通じ、異変や変化に気づくことが市民の重要な役割といえます。

さらに、そこで発見された課題は、より広域な単位で市民と専門職をはじめとする関係機関が話し合う場をもち、ともに解決に向けて手をつなぐゆるやかなネットワークを築いていくことが求められます。こうした地域福祉のネットワークは、課題の困難さなどに応じて重層的に構築されることが望ましいと考えられます。





## 大切と考える視点

計画は、地域の様々な福祉課題を解決するための活動や人材、つまり「資源」をつくり出すことを目的としています。

三田市では、これまでも市民・事業者・行政等がそれぞれ様々な活動・事業に取り組んでおり、たくさんのサービスやプログラム等の「資源」があります。しかし、すべての課題解決にはいたっていないのが現状です。

例えば「本当に必要な人に届いていない」「関心はあるけど方法がわからない」「同じような取り組みがたくさんある」といった声があるように、今ある資源が効果的に機能していないことがわかってきました。

一方で、「今は別々の活動であるが、連動させると効果が出るかもしれない」「別々の活動であるが、同じ目的ではないか」といった取り組みもみえてきます。

また、地域住民からは「既にたくさんあるのに、また新しいものをつくるのは非効率ではないか」といった声も聞かれます。

そこで三田市では、「今ある資源がつながることで、新しい効果や価値をつくり出すことができる」という視点で、計画における「資源」の充実・開発に取り組むため、基本目標に基づき、大切な視点を5つ設定します。

### 大切にする視点1

#### 見守り・支援（セーフティネット）と地域活性化をつなげる

高齢者や障害のある人、子育て中の家庭等、支援を必要とする人が孤立しないよう、身近な地域における見守り・支援（セーフティネット）の体制づくりを進めます。また、保健・福祉分野だけにとどまらず、まちの魅力づくりに関わる幅広い分野が連携し、地域における見守り・支援と、地域活性化が連動する体制づくりを進めます。



### 大切にする視点2

#### 地縁型活動とテーマ型活動を協働によりつなげる

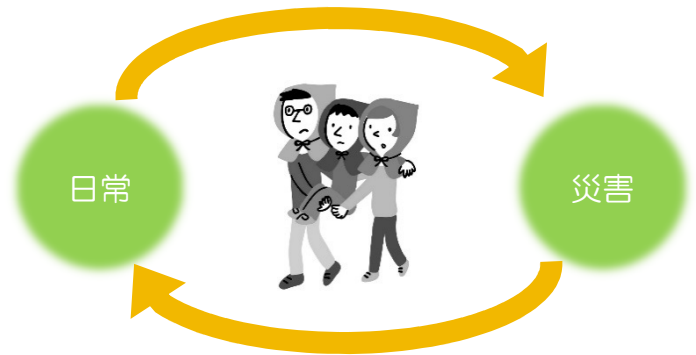
地域コミュニティを中心に活動する地縁型活動（区・自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員等）、福祉や健康などのテーマに応じた活動をするテーマ型活動（ボランティアやNPO、当事者団体等）が、ともに地域のために互いの強み・弱みを補完し合い、担い手が魅力を感じることができ、長期的に活動を継続できる体制づくりを進めます。



### 大切にする視点3

#### 日常と災害時をつなげる

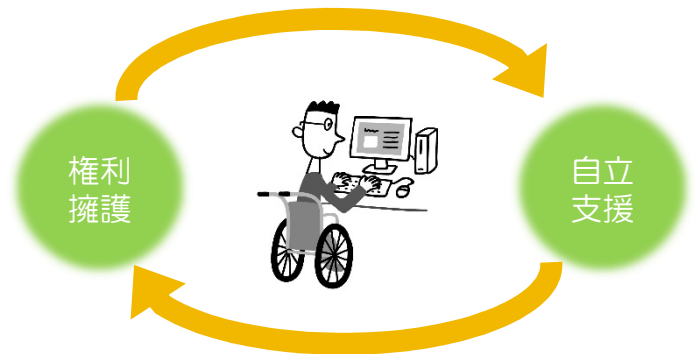
阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験を教訓とした「災害にも強い地域づくり」のため、ひとり暮らし高齢者等、災害時に避難支援を必要とする人について、日常における状況把握と見守り活動と災害時対策を連動させ、より効果的な支援体制づくりを進めます。



### 大切にする視点4

#### 権利擁護と自立支援をつなげる

生活困窮者や認知症、ひきこもりなど、複雑・困難な課題を抱えた人の権利を「守る」とともに、生きがいを感じながら自分らしく生きることができるよう、「三田市権利擁護・成年後見支援センター」を拠点とした支援体制づくりを進めます。



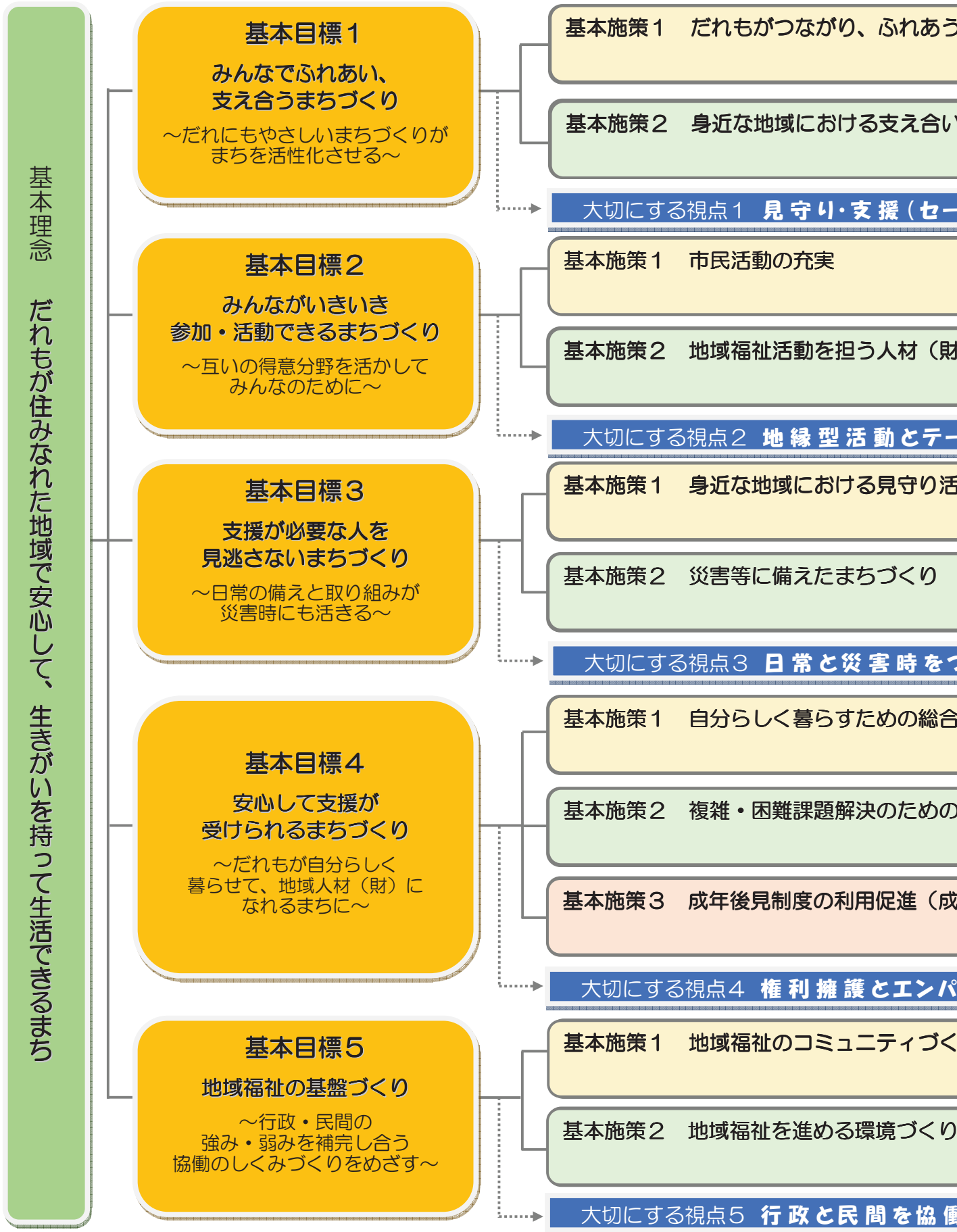
### 大切にする視点5

#### 行政と民間を協働によりつなげる

計画は行政・市民・事業者等、様々な主体が参画し、協働で実行していくことが大切です。そのため、市民主体の地域福祉活動を支える基盤整備を進め、協働のしくみづくりを進めます。



# 三田市地域福祉計画の施策体系図



機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市民の交流機会づくり</li> <li>2 交流機会等に関する情報提供の充実</li> </ul>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------

ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域コミュニティにおける支え合い活動の支援</li> </ul>
-----------	---------------------------------------------------------------------------

**（コミュニティネット）と地域活性化をつなげる**

	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各種市民活動の支援</li> <li>2 市民活動のコーディネート機能の強化</li> <li>3 高齢社会に対する団体活動の支援</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 福祉教育の推進</li> <li>2 地域福祉に関する意識啓発及び学習機会の充実</li> <li>3 地域福祉を担うリーダーの養成</li> </ul>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**（フォーマ型活動）を協働によりつなげる**

活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域における見守り活動の支援</li> </ul>
-------	--------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災活動の支援</li> <li>2 避難行動要支援者等の支援</li> <li>3 災害時を見据えた日常支援の研究</li> </ul>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**をつなげる**

支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 当事者の自立支援</li> <li>2 各種制度・相談窓口に関する情報提供</li> <li>3 市民ニーズに応じた福祉サービスの充実</li> </ul>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

専門機関のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 専門機関等のネットワークづくり</li> <li>2 各種総合相談支援拠点の機能強化</li> </ul>
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

（成年後見制度利用促進基本計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 成年後見制度の推進</li> <li>2 地域連携のネットワークづくり</li> <li>3 審議会及び中核機関の設置と充実</li> </ul>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**（ワメント（自立支援））をつなげる**

り	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域福祉コミュニティのあり方についての検討</li> <li>2 地域福祉支援室の体制整備</li> </ul>
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ユニバーサルデザインのまちづくり</li> <li>2 地域福祉活動を推進するための地域にある資源の開発</li> </ul>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

**によりつなげる**

# 成年後見制度利用促進基本計画 を策定しました



成年後見制度  
ってなに？

成年後見制度とは、認知症高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人の権利を護る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。



## 計画策定の背景

判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らすためには、生活に必要な支援が受けられ、その人の権利が守られることが重要です。判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境を整備する必要があります。

このため、成年後見制度の普及啓発を行い、制度の利用を必要とする障害のある人や認知症高齢者等の把握に努め、適切な成年後見制度の利用を進めていきます。

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めています。

## 主な取り組み内容

### 1 成年後見制度の推進

- 制度の普及啓発を行います。
- 制度のニーズを把握し、状況に応じた取り組みを進めます。
- 制度利用の手続きを支援します。
- 市民後見人の育成に努めます。

### 2 地域連携ネットワークづくり

- 地域連携ネットワークの構築に努めます。

### 3 審議会及び中核機関の設置と充実

- 制度の利用促進に関して、調査審議するための審議会の設置や、全体のコーディネートを行う中核機関の設置について検討します。

計画全文は、三田市公式ホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.sanda.lg.jp/kenkou/fukushi/keikaku/index.html>



第2次三田市地域福祉計画中間評価・見直し（概要版）

発行年月：平成31年3月

編集：三田市健康福祉部福祉推進室福祉総務課  
〒669-1595 兵庫県三田市三輪2-1-1

T E L：079-559-5069

F A X：079-562-1294

E - Mail：fsoumu\_u@city.sanda.lg.jp